

災害時要援護者 支援制度

を始めました



災害時要援護者とは、災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。

この制度は、登録の同意をされた方の一覧表を作成し、必要に応じて関係支援団体（警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等）お

よび地域支援者（近隣住民）に情報提供し、災害時要援護者の周りにお住まいの地域支援者に見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想されるときには危険が迫っていること連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をしていただくことを目的としています。

本町では、地震等災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な災害時要援護者は、おおむねの基準として次のとおりとします。

- ・ 独り暮らし高齢者（65歳以上）
- ・ 高齢者のみの世帯（75歳以上）
- ・ 介護保険の要介護者（要介護4以上で居宅で生活する方）
- ・ 身体障がい（児）者（身体障害者手帳2級以上）
- ・ 知的障がい（児）者（療育手帳A判定）
- ・ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ・ 難病患者

制度を利用するには

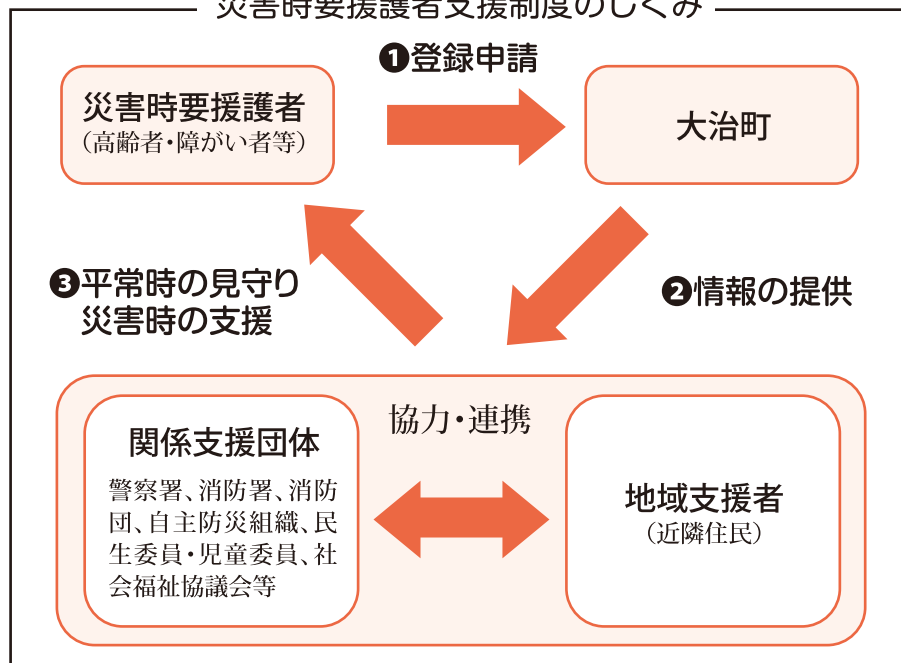
登録するときには、支援のために必要な個人情報に関係支援団

体および地域支援者へ情報提供することに同意が必要となります。

登録申請書には、緊急時連絡先2名分と了承を得られた地域支援者2名分の氏名・住所・電話番号の記入が必要になります。

※地域支援者とは、災害時要援護者に対する日ごろからの見守りや災害が発生したときに災害に関する情報を伝えるたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく近隣住民の方です。いざというとき、すぐに支援ができるように災害時要援護者の隣近所の方々にお願いしたいと考えています。責任を伴うものではありません。普段からのより良い近所付き合いに心掛けていただき、その中で支援していただくようお願いいたします。

災害時要援護者支援制度のしくみ



登録申請方法 登録申請を希望される方は、災害時要援護者名簿登録申請書（新規・変更・取消）兼災害時要援護者台帳を民生課に提出していただくこととなります。

問合せ先 役場 民生課
内線 165・168